

第 1 1 節 相互応援体制整備計画

関係機関	総務部総務課・水道部・消防本部・自治広報課
------	-----------------------

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

第 1 相互応援協定の推進

大規模災害時には、市だけで全ての対策を行うことは困難であり、また隣接する市町は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要である。

本市では、市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき府内及び府外の市町村との応援協定締結の推進を図るものとする。

第 2 府、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の府、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、派遣要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

第 3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において応急対策等について積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

第 4 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

第 5 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

第 6 消防応援体制の整備

災害時における消防活動の万全を期するため、市町村相互の応援協定の締結に努める。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくものとする。

第 7 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入体制の整備を図るものとする。

第 8 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手

続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備するものとする。

資料編	相互応援協定等一覧 避難場所の利用に関する協定 災害時における避難所の利用について（高石市回答） 全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議加盟市町災害時相互支援に関する協定書 災害時における和泉市と和泉市内郵便局との相互協力に関する協定 災害時相互応援協定
-----	---